

子育て家庭等居場所づくり
事業実施団体公募要領

令和 7 年 5 月

広島市こども未来局こども青少年支援部

こども・家庭支援担当

子育て家庭等居場所づくり事業実施団体公募要領

1 公募の趣旨

全ての子ども及びその家庭等に対し、既存の施設や地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所を設けるとともに、困難を抱え支援が必要な子ども等を早期に発見し、子ども家庭センターにつなげる仕組みを構築することによって、子ども等に対する地域の支援体制を強化することを目的として、子育て家庭等居場所づくり事業を実施する団体を募集します。

募集に当たっては、より質の高いサービスを提供していただくため、プロポーザル方式により実施団体を選考します。

なお、今回選定された実施団体については、令和8年度も引き続き事業を実施していただく場合があります。

2 子育て家庭等居場所づくり事業の概要

(1) 補助対象事業

広島市内において、公募の趣旨に基づき実施する事業であって、次の要件をすべて満たすものとします。

ア 事業の対象者は、広島市内に住所を有する小学校就学の始期から大学卒業程度にある者（未就学の弟妹を含む。）及びその親等とし、これらの利用が、1日当たり14名程度以上見込めること。また、広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第2(1)における、年間必須利用人数以上の利用が見込めること。なお、本事業の趣旨を逸脱しない範囲（利用者の半数は対象者であること）において、地域住民も利用できるものとする。ただし、要綱別表2(1)における、年間必須利用人数には、地域住民は含めないものとする。

イ 次に掲げる全ての支援（以下「基本事業」という。）を行う居場所づくりであること。

(ア) 食事を調理（参加者の調理実習を含む。）し、提供する食事支援を行うこと。

(イ) 学習習慣の定着を図るため、学習支援を行うこと。

(ウ) 遊びやものづくりなどの体験を通じ、対象者同士の交流支援を行うこと。

(エ) 対象者の悩みなどの相談に乗り、不安の解消に繋げる支援を行うこと。

(オ) 子ども用品（文房具等）の提供等の生活支援を行うこと。

(カ) 支援が必要な対象者を把握した場合に、区子ども家庭センターへ情報提供を行うこと。

ウ 原則月2日以上かつ年間25日以上（ただし、開設初年度の団体に限り原則月2日以上かつ年間17日以上）、1日2時間以上実施すること。また、あらかじめ事業を実施する曜日を定めたいうで実施すること。

エ 居場所づくりを行う場所等は、次に掲げるとおりであること。

(ア) 居室等は、14名程度が一度に利用しても支障がない程度の広さを有し、食事、学習及び交流等の機会の提供、生活支援が可能な設備を備えていること。

(イ) 事業実施中や帰宅時等において、対象者の安全管理に十分配慮すること。また、食事提供に当たっては、衛生管理やアレルギーの有無等に十分配慮するとともに、開設時に、

開催場所を所管する広島市保健所へ衛生管理に関する相談を行い、必要な助言及び指導を受けること。

(ウ) 地域住民の理解が得られること。

オ 開設時間中は、常駐できる責任者（管理者）を1名と、支援活動の補助等ができるスタッフ（学生等）を2名以上の計3名以上配置すること。

カ 対象者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。

キ 対象者の利用は、無料とすること。ただし、食事代やレクリエーション代については、実費相当額の範囲内で徴収することができる。

ク 営利を目的とした、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業でないこと。

ケ 国、地方公共団体、地方公共団体の外郭団体から助成金及び補助金を受けていないこと。

コ 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと。

サ 事業の趣旨を踏まえ、継続した取組とすること。

シ 実施団体は、夏休み及び冬休み等の長期休暇期間において、要綱別表第2(3)として実施日数を追加して基本事業を行うことができる。ただし、この場合の実施日数及び利用人数について、要綱別表第2(1)における年間開設日数及び年間必須利用人数に含めない。

(2) 実施場所

中区、安芸区、佐伯区で3か所の「居場所」を募集します（当該事業を実施済みの東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区以外の行政区）。

(3) 開設期限

対象事業は令和7年7月25日（金）までに開設すること。

3 補助金の対象経費及び金額

(1) 補助金の対象経費

補助の対象となる経費は次のとおりとし、本事業の実施に要する経費とします。

ア 人件費

(ア) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティアの人件費（1時間あたり2千円を上限とする賃金、謝金等）

(イ) 外部講師等の謝金

(ウ) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア、外部講師等の交通費

イ 事業費

(ア) 食糧費

(イ) 消耗品費等

(ウ) こども用品費（文房具、生理用品等のこどもの生活に必要な物品）

(エ) 光熱水費

(オ) 交通費

(カ) 通信運搬費

(キ) 保険料

(ク) 委託料

(ケ) 賃借料、会場使用料

(コ) その他、市長が必要と認める経費

(2) 補助基準額等

ア 補助基準額

年間開設日数		年間必須利用人数	補助基準額	
	食事支援			
17日以上	17日以上	—	人件費	287,000円
			事業費	351,000円
			計	638,000円
25日以上	25日以上	350人以上	人件費	418,000円
			事業費	437,000円
			計	855,000円
50日以上	50日以上	350人以上	人件費	836,000円
			事業費	699,000円
			計	1,535,000円
100日以上	50日以上	350人以上	人件費	1,487,000円
			事業費	886,000円
			計	2,373,000円

(注) 17日以上の区分は、開設初年度のみ適用。

イ 長期休暇対応支援強化加算

必須利用人数(1日)	加算額(実施日数ごと)	
14人以上	人件費	16,000円
	事業費	8,000円
	計	24,000円

(注) 補助基準額の年間開設日数及び年間利用人数には含まない。

(3) 補助額

補助額は、国の定める補助基準額を上限とし、要綱別表2(1)~(3)に掲げる補助基準額等を合算した額(以下「補助上限額」という。)と補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の額とする。この場合に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 補助金交付決定の取消し

要綱に定める規定に違反した場合のほか、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号)第18条に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

4 応募要件

(1) 申請対象者

法人又は任意団体とします。

(2) 申請対象者の要件

本事業を円滑に安定して実施できる団体であり、次の要件を全て満たす団体とします。

ア 広島市内に住所を有する地域住民で組織し活動している団体、又は広島市内で活動している団体であること。

イ 補助対象事業において、明朗な会計や経理を報告できること。

ウ 実施団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団

員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ク 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと。

ケ 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと。

※ なお、建物等を賃貸借して実施する場合には、実施場所の賃貸借契約が成立していても応募は可能ですが、実施団体として決定後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結してください。

5 問い合わせ先及び書類等提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当

電話（082）504-2161

FAX（082）504-2727

Eメール ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

6 全体スケジュール

公示日（HP掲載）	令和7年5月16日（金）
質疑応答期間	令和7年5月16日（金）から令和7年6月2日（月）
応募書類提出期間	令和7年5月16日（金）から令和7年6月13日（金）
選定結果通知	令和7年7月上旬
開設期限	令和7年7月25日（金）

7 応募方法

(1) 提出書類

次のア～ソについて、原本1部、原本のコピー6部を提出してください。

ア 子育て家庭等居場所づくり事業実施団体応募申請書

イ（様式1）子育て家庭等居場所づくり事業実施応募申請団体の概要書

ウ（様式2）子育て家庭等居場所づくり事業の実施方針・実施計画

エ（様式3）子育て家庭等居場所づくり事業実施施設の位置図

オ（様式4）子育て家庭等居場所づくり事業実施施設の概要

カ（様式5）子育て家庭等居場所づくり事業実施施設の平面図

キ（様式6）子育て家庭等居場所づくり事業実施施設等の現況写真

ク（様式7）子育て家庭等居場所づくり事業実施収支計画書

ケ（様式8）子育て家庭等居場所づくり事業実施施設の賃貸借契約に関する申立書

- コ (様式9) 誓約書
- サ (様式10) 役員名簿
- シ (様式11) 管理者(予定者)の経歴書
- ス 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(申請日以前、3か月以内に発行されたもの)
- セ 登記事項証明書(申請日以前、3か月以内に発行されたもの)
- ソ 定款、寄付行為等

※ 法人格を持たない任意団体の場合、セの書類については提出の必要はありません。ソの書類については団体の会則や規約など団体の組織体制や構成、活動内容が分かる書面(案でも可)の提出が必要です。

※ 管理者は、従事予定者でも構いません。

※ 公募要領及び各様式の窓口での配布は次のとおりです。

広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎12階)で配布します。

また、広島市ホームページ上にも掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

この要領に関する質疑は、次によります。

ア 質疑を提出できる者は、「4 応募要件」に該当する者とします。

イ 質疑の方法

令和7年5月16日(金)から令和7年6月2日(月)午後5時15分までに、次のFAX又は電子Eメールに送信してください。(件名は「子育て家庭等居場所づくり事業実施団体公募に係る質問票」とすること。)

FAX 082-504-2727

Eメール ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

※ 電話又は来課による質問、問い合わせは受け付けません。

※ 質疑は、子育て家庭等居場所づくり事業実施団体公募に係る質問票(様式12)を使用し、簡潔に記入してください。

※ 質疑に対する回答は、随時、広島市ホームページに掲載するとともに、広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当のカウンターに配置します。

(3) 応募書類の提出先

広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当

(4) 応募書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和7年5月16日(金)から令和7年6月13日(金)まで(必着)

(ただし、土曜・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 追加書類及び資料の提出

応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、次の期間内に提出してください。

令和7年6月16日(月)から令和7年6月20日(金)まで(必着)

(ただし、午前8時30分から午後5時15分まで)

ウ 提出方法

- (ア) 持参については、代理人でも可とします。
- (イ) 応募受付と同時に受付確認書を発行します。
- (ウ) 修正受付は、受付確認書を持参した場合のみ受け付けるものとします。
- (エ) 応募書類の修正については、提出期間終了後は受け付けません。
- (オ) 応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。
- (カ) 応募を辞退する場合は、応募の受付確認書と共に応募辞退届（様式13）を上記提出先へ持参してください。

(5) 応募取消し

応募した団体が、応募書類の提出期間の締切日の翌開庁日（令和7年6月16日（月））から「8 実施団体の選定」による選定までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その応募を取消します。

ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、(4)イに定める期間内に行われなかった場合

イ 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合

エ 「4 応募要件」に定める要件のいずれかに該当しなくなった場合

オ 応募した団体の代表者又はその関係者が、本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員などの本件関係者と接触を持った場合

(6) その他

ア 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。

イ 応募の際に要する経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出された書類は返却しません。

8 実施団体の選定

(1) 実施団体の選定

広島市子育て家庭等居場所づくり事業実施団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募要件を満たした団体から提出された書類により審査し、実施団体を選定します。

なお、必要と認めた場合には、団体の代表者に対して説明を求めることがあります。

(2) 選定基準

別紙「子育て家庭等居場所づくり事業実施団体評価基準（以下「評価基準」という。）」により評価し、「最低評価点数」（60点）以上の応募者の中から、評価点数が最も高い者を実施団体として選定します。

(3) 選定の取消し

実施団体の選定後に、次のいずれかに該当する場合は、その選定を取消すことがあります。その際の費用弁償には一切応じません。

ア 応募要件を満たさなくなった場合

イ 申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合

ウ 申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選定結果に影響を与えるものと判断できる場合

(4) その他

選定に当たり、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。

9 選定結果

選定の結果については、令和7年7月上旬までにお知らせする予定です。また、選定に係る評価結果を広島市ホームページに掲載します。

10 その他

この要領に定めがない事項については、別途広島市の指示によるものとします。